

## 匿名データの作成に関する学会からの要望

### 「政府統計匿名化データ利用に関する提言と要望」(作成関係抜粋)(2007年9月24日：日本経済学会)

・匿名化データ提供に関する具体的な提言

#### 6. 提供データの形態

- a. 個体識別の蓋然性を下げるときの手法としてセンサデータのサンプリングデータまたはサンプリングデータからのリサンプリングデータを用いる際には、高いリサンプリング率を採用する。また、統計分析の結果の再現性を維持するため、リサンプリングされて提供されるサンプルは固定する。
- b. 秘匿処理、サンプリング、リサンプリングの方法は公表する。
- c. 個体識別の蓋然性が十分に低い水準にとどまり、研究上の必要がある場合、当該調査と他調査の接続を妨げず、接続に必要な情報を提供する。また、同一客体を接続して調査している調査については、同一客体の異時点間の接続を可能とするような情報を提供する。これら接続に必要な情報をデータセットに含めるよう設計段階から十分に工夫する。

### 「統計法の改正に係る疫学研究への法的配慮等に関する要望書(厚生労働大臣宛)」(作成関係抜粋)(平成19年7月23日：日本疫学会)

- 5 改正統計法第33条に基づく調査票情報の提供及び同第36条に基づく匿名データの提供に関しては、改正統計法の施行により以前に調査が実施された公的統計についても適用していただきたい。

日本疫学会、日本衛生学会、日本産業衛生学会及び日本公衆衛生学会の社会医学系4学会合同の厚生労働大臣宛の要望書(「統計法の改正に係る要望書」平成19年10月3日)においても同一の要望あり。